

令和3年2月2日

お客様各位

新潟県南魚沼市塩沢 1198 番地
塩沢信用組合
理事長 小野澤 一成

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規程に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次の通り公告します。

平成22年10月1日から平成23年9月30日までの間に最終異動日等のあった預金等を令和4年2月2日までに預金保険機構に納付します。当該納付の日において当該預金等に係る債権は消滅しますが、預金者等であった方は、塩沢信用組合を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭の支払いを請求できます。

尚、本件に関する詳細は、お取扱の店舗までご照会ください。

以上